標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式	第十八条第二項	フレーム行列への符号の書き込み	フレーム行列（三十二行六十四列の行列をいう。）への符号の書き込み
超短波データ多重放送に関する送信の標準方式	第三条	超短波放送の関連情報（標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十八号。以下「標準テレビジョン放送の標準方式」という。）第二十一条第一項第三号に規定する関連情報をいう。）	関連情報（国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として有料放送事業者が料金を徴収するために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。）
	第四条	スクランブル（国内受信者が設置する受信装置によらなければ受信することができないようにするために、信号波を電気的にかくはんすることをいう。以下同じ。）	スクランブル（国内受信者が設置する受信装置によらなければ受信することができないようにするため又は放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにするために、信号波を電気的にかくはんすることをいう。以下同じ。）

二　標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）第三条から第八条まで、第二十三条第二項から第四項まで及び第六十九条から第七十四条までに規定する方式（以下「狭帯域伝送方式」という。）又はデジタル放送の標準方式第三条から第八条まで、第二十三条、第六十九条、第七十四条及び第七十九条から第八十一条までに規定する方式（以下「高度狭帯域伝送方式」という。）であること。この場合において、デジタル放送の標準方式第三条第一項中「関連情報（国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、放送事業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。」とあるのは「関連情報（国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として有料放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、衛星一般放送を行う一般放送事業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。」とあるのは「関連情報（国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として有料放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、衛星一般放送に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。以下同じ。）」とあるのは「衛星一般放送に関する送信の標準方式第三条

三　デジタル放送の標準方式第三条から第八条まで、第十七条、第二十三条及び第五十一条から第五十五条まで、第六条、第七条第一項から第三項まで、第八条、第十七条、第三十条第一項、第五十一条、第五十八条から第六十一条まで、第六十二条第一項及び第二項、第六十三条、第六十四条並びに第六十五条第一項に規定する方式（以下「高度広帯域伝送方式」という。）であること。この場合において、デジタル放送の標準方式第三条第一項中「関連情報（国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、放送事業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。以下同じ。）」とあるのは「関連情報（国内受信者が有料放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、衛星一般放送を行う一般放送事業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。以下同じ。）」と、デジタル放送の標準方式第五十三条第三号において適用するこの省令第五章第二節」と、デジタル放送の標準方式第六十条中「この節」とあるのは「衛星一般放送に関する送信の標準方式第三条第三号において適用するこの省令第五章第三節」と読み替えるものとする。

（許容偏差等）

第四条　前条第一号の送信の方式による衛星一般放送設備は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一　搬送波を変調する各軸の信号の伝送速度は、超短波放送に関する送信の標準方式第十条第四項に規定する値から毎秒（±）六〇ビットを超える偏差を生じないこと。

二　多重フレーム行列（超短波放送に関する送信の標準方式第十一条第二項に規定するフレームをいう。）の伝送速度は、超短波放送に関する送信の標準方式第十一条第五項に規定する値から毎秒（±）一〇ビットを超える偏差を生じないこと。

三　搬送波の帯域制限を行うろ波器の周波数特性の許容範囲は、別図第一に示すところによること。

四　総合周波数特性は、五〇Hzから一五、〇〇〇Hzまでの周波数の音声信号を伝送したとき、その特性曲線が別図第二に示す音声信号のプレエンファシスを行う場合の五〇マイクロ秒分の一に零点及び一五マイクロ秒分の一に極を有する伝達関数によって表される周波数特性の曲線とプレエンファシス特性の許容限界の曲線との間（これらの曲線上を含む。）にあること。

五　総合歪率は、次の表の上欄に掲げる周波数の音声信号の最大値（伝送可能な音声信号の最大振幅の値をいう。次号において同じ。）を伝送したとき、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下であること。

変調周波数	総合歪率
五〇Hz以上一〇、〇〇〇Hz未満	二パーセント
一〇、〇〇〇Hz以上一五、〇〇〇Hz未満	三パーセント

六　信号対雑音比は、一、〇〇〇Hzの周波数の音声信号の最大値を伝送したとき、五五dB以上であること。

七　前二号の規定を適用する場合は、一五マイクロ秒分の一に零点及び五〇マイクロ秒分の一に極を有する伝達関数によって表される周波数特性の回路によりディエンファシスを行うものとする。

2　前条第二号の送信の方式のうち、狭帯域伝送方式による衛星一般放送設備は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一　水平同期信号及び垂直同期信号の波形の許容範囲は、別図第三に示すところによること。

二　水平走査の繰返し周波数及び標本化周波数の許容偏差は、別図第四に示すところによること。

三　搬送波を変調する信号の伝送速度は、デジタル放送の標準方式第七十条第二項に規定する値から、（±）百万分の二十を超える偏差を生じないこと。

四　搬送波の変調波スペクトルの許容範囲は、別図第五に示すところによること。

五　アパーチャ補正は、別図第六に示すものであること。

3　前条第三号の送信の方式のうち、広帯域伝送方式による衛星一般放送設備は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一　水平同期信号及び垂直同期信号の波形の許容範囲は、別図第三に示すところによること。

二　水平走査の繰返し周波数及び標本化周波数の許容偏差は、別図第四に示すところによること。

三　搬送波を変調する信号の通信速度は、デジタル放送の標準方式第五十二条第三項に規定する値から、（±）百万分の二十を超える偏差を生じないこと。

四　搬送波の変調波スペクトルの許容範囲は、別図第五に示すところによること。

五　アパーチャ補正は、別図第七に示すものであること。